最終更新日：2017年6月29日
日本カーバイド工業株式会社
代表取締役社長　松尾　時雄
問合せ先：総務部　TEL:03-5462-8200
証券コード：4064
http://www.carbide.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

1)「基本的な考え方」
当社は、公正で透明性の高い経営と、変化の激しい経営環境のなかで迅速な経営判断と業務執行が行える体制にし、かつ内部牽制を有効に機能させることにより、持続的成長と企業価値向上を図り、株主をはじめとする各ステークホルダーに対する責任を果たしていくことを、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方としています。

2)「基本方針」
(1)「株主の権利・平等性の確保」
当社は、株主の権利行使のために必要な情報を適時に提供するとともに、権利行使が適切に行えるように環境整備に努め、少数株主や外国人株主の権利の確保や平等性の確保に配慮します。
(2)「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」
当社は、各ステークホルダーに対して責任を果たすとともに、社会的課題に積極的に取り組むことにより、ステークホルダーとの間に相互信頼・協力関係を築き、共存共栄を図ります。
(3)「適正な情報開示と透明性の確保」
当社は、法令や取引所規則に従い、決算情報や重要事実について適切な情報開示を行うとともに、ステークホルダーにとって有用な情報の提供に努めます。
(4)「取締役会等の責務」
取締役会は、当社の持続的成長と企業価値の向上を図るため、経営理念をベースにした経営目標を設定し、その経営目標を実現するため基本方針を掲げ、3ヶ年の中期経営プランを策定・推進します。
当社は、社外取締役を選任し監督機能を高め、より公正で透明性の高い取締役会となるようにします。
(5)「株主との対話」
株主との建設的な対話は当社の企業価値の向上に資するとの考えのもと、株主をはじめとするステークホルダーにとって有用な情報開示に努めるとともに、対話の窓口である担当執行役員や担当部門は、株主・投資家との対話に前向きに取り組み、そこで得られた株主・投資家の意見を当社の経営に活かします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4】
当社は、機関投資家や海外投資家の議決権行使の促進を図るため、招集通知の英訳は行っていますが、議決権行使の電子行使は行っていません。議決権行使の電子行使については今後も検討いたします。

【原則4－2．取締役会の役割・責務(2)】
当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬と単年度評価の業績連動報酬を組み合わせた報酬制度を採用しており、インセンティブを付与したものとなっています。取締役報酬への中長期的インセンティブ付けについては今後も検討いたします。

【補充原則4－2－1】
取締役の報酬は、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬については現在導入していませんが、当社の取締役の報酬制度の内容については、今後も検討いたします。

【補充原則4－8－1】
当社の独立社外取締役は、2名であります。当社は、独立社外取締役のみの会合等、情報交換・認識共有の機会の設定など、取締役会での議論により積極的に貢献いただけるような仕組みを検討いたします。

【補充原則4－8－2】
当社の独立社外取締役は、2名であります。経営陣との連絡・調整や監査役又は監査役会との連携に係るより有効な体制整備を検討いたします。

【補充原則4－10－1】
当社の独立社外取締役は、取締役6名中2名であります。取締役の指名・報酬は取締役会で決定しており、取締役会の下に任意の諮問委員会等の機関は設置しておりませんが、取締役の指名・報酬などの特に重要な事項の検討に当たり、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることができる仕組みを検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
1) 政策保有株式に関する方針
(1) 資本業務提携をはじめとする取引先との関係強化など、当社の企業価値の向上、中長期的発展に必要と認められる場合は、政策保有株式を保有する。

⑵ 政策保有株式を保有する場合は、投資先企業の健全性、成長性、収益性などを十分に検証し、適宜その保有の意義を確認する。

2) 政策保有株式に係る議決権行使基準
⑴ 株主として、議決権等の権利行使を適切に行う。
⑵ 議決権の行使に当たっては、政策保有株式であることのみを理由として機械的に議決権を行使するのではなく、当社や投資先企業の企業価値向上の観点から、経営状況等を総合的に勘案し、議案ごとに賛否を判断する。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】
当社と取締役との競業取引、利益相反取引については、取締役会規程において取締役会の承認事項とし、その重要な取引事実を報告事項としています。また、現在当社には主要株主はいませんが、将来主要株主との取引が発生し、その取引が業務執行に関する重要な事項に該当すると判断する場合は、取締役会の承認事項又は報告事項とします。

【原則3－1. 情報開示の充実】
1) 当社の「経営理念」は、「技術の深耕と融合で価値を創造し、社会の繁栄に貢献していくこと」です。また、「経営理念」、「経営戦略」、「経営計画」は、当社ホームページで開示しています。
http://www.carbide.co.jp/jp/corporate _ guide/vision/

2)「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」は、本報告書の「1－1. 基本的な考え方」に記載しています。

3) ⑴「取締役報酬の決定に当たっての方針」
当社の取締役の報酬は、株主総会で決議いただいた限度内で、個々の取締役の職務と責任をもとに、世間水準を考慮して、固定報酬（月額報酬）と業績連動報酬（賞与）により構成され、業績連動報酬は単年度の業績評価により変動します。ただし、社外取締役には業績連動報酬は支給しません。
⑵「取締役報酬の決定手続」
取締役会の決議に基づき定められた基準により、固定報酬及び業績連動報酬の年額を定め、業績連動報酬については単年度の業績評価により支給率を算出し、各取締役の業績貢献度等を勘案して取締役社長が支給額を決定しています。

4) 取締役・監査役候補者の選任に当たっては、社内外からの推薦に基づき取締役社長が候補者の選任案を作成し、取締役会及び監査役候補者については監査役会でも協議の上、経験や見識等により、当社の取締役・監査役としてふさわしいと判断して候補者としています。

【補充原則4－1－1】
取締役会において決議・報告すべき事項は「取締役会規程」において定められています。取締役会は、法令及び定款に定められた事項並びに中長期経営計画、予算、重要な投融資など当社の重要事項等を決定しています。また、社長執行役員・担当執行役員に決裁を委任する事項については「稟議規程」においてその範囲を定めています。「取締役会規程」及び「稟議規程」は重要な規程としてその改廃は取締役会において決定されています。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外役員の独立性判断基準を、本報告書の「2－1. [独立役員関係] その他独立役員に関する事項」に記載しています。

【補充原則4－11－1】
当社は、取締役会について、社外取締役を含め専門知識や経験等の異なる取締役がその能力を有効に発揮でき、当社の規模として実効性の高い取締役会となることを基本と考えています。
取締役の選任に当たっては、社内外からの推薦に基づき取締役社長が候補者の選任案を作成し、取締役会で協議の上、経験や見識等により、当社の取締役としてふさわしいと判断して選任しています。

【補充原則4－11－2】
当社は、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合は重要な兼職であると考えており、その兼務状況は事業報告等で開示しています。なお、現在他の上場会社の役員を兼任している取締役・監査役はおりません。
株主総会招集ご通知　http://www.carbide.co.jp/jp/ir/3/0/

【補充原則4－11－3】
1) 取締役会の実効性評価の方法
　当社は、取締役会の実効性の評価につきまして、外部コンサルタントを起用し、全取締役及び全監査役に対して取締役会の構成と運営をはじめとする23項目の設問について、本年3月にアンケートを実施し、その回答結果をもとに取締役会において協議する方法にて行いました。

2) 評価結果の概要と今後の取組み
　上記協議の結果、取締役会の実効性については概ね確保できているとの評価でしたが、取締役会における議論の深化に向けた取組み等に関する課題の指摘がありました。かかる指摘を踏まえ、当社は取締役会の実効性を高めるためのさらなる環境整備を図ってまいります。

【補充原則4－14－2】
取締役・監査役に対し、就任時には取締役・監査役の役割や権利・義務に関する書籍の配布や工場見学をはじめとする当社グループに関する知識取得の機会を提供しています。また、各取締役・監査役の役割・責務に即した、各種セミナー等への自主的参加を奨励しています。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のためには、株主との間で建設的な対話を行い、株主の要望等を経営に反映させていくことが重要と考えています。
株主・投資家の担当部門は総務部とし管理部門担当執行役員が総括し、各管理部門が連携を図りながら、当社の企業価値の向上に資する建設的な対話を目的とする株主・投資家より面談の申し込みがある場合は、前向きに対応します。面談の担当者は管理部門担当執行役員又は管理部門担当執行役員が指名した者とし、株主・投資家からの建設的な意見は会社経営に活かします。個別面談の申込みへの対応に加えて、投資家説明会等の実施など株主・投資家との対話の充実を図ります。また、インサイダー取引防止に関する規程を定めており、面談の担当者に対する教育を行い、適切な情報管理に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
旭硝子株式会社	7,812,223	9.53
デンカ株式会社	4,098,000	5.00
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,329,000	4.06
明治安田生命保険相互会社	2,800,000	3.42
東京海上日動火災保険株式会社	2,700,000	3.30
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,418,000	2.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,066,000	2.52
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,565,000	1.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,307,000	1.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	1,019,000	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1.大株主の状況は、平成29年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2.株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成27年3月16日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成27年3月9日現在で株式会社三菱東京UFJ銀行ほか3社が共同保有者として7,508千株(9.16%)の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成29年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

3.企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4.支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5.その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
近藤　基	弁護士											
小竹　延和	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
近藤　基	○	上記会社との関係のいずれにも該当しませんが、当社の連結子会社の不適切な会計処理に関する特別調査委員会の委員として、近藤基氏と同じ弁護士法人小野総合法律事務所に所属する藤村啓弁護士を選任し、その報酬として、2017年3月に藤村啓弁護士他1名に対して700万円を支払っております。当該金額は、当社の独立性の基準に定める多額の金銭の基準である1,000万円未満であり、当社の独立性の基準に抵触するものではありません。	近藤基氏は、弁護士法人小野総合法律事務所の代表社員であり、弁護士としての豊富な経験と専門知識を、独立した立場で当社の経営に活かしていただいております。当社は、同氏が当社の社外役員の独立性判断基準及び(株)東京証券取引所が定める独立性基準のいずれにも抵触していないため、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

小竹　延和	○	―――	小竹延和氏は、(株)小松製作所の技術部門出身で常務執行役員を務め、また海外経験もあり、会社経営について豊富な経験を有しています。この経験や見識を活かし、当社の経営全般に提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンスを強化していただいております。当社は、同氏が当社の社外役員の独立性判断基準及び(株)東京証券取引所が定める独立性基準のいずれにも抵触していないため、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、期初に会計監査人から年間監査計画の説明を受け、期中には適宜状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けております。
監査役は、内部監査部門である業務監査室の監査の結果について報告を受け、必要に応じて情報の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
熊澤　信介	他の会社の出身者													
新保　貴史	他の会社の出身者													
梅本　周吉	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

熊澤　信介		―――	金融機関での長年の経験に加え、三菱UFJローンビジネス(株)や(株)ジャルカードでの経験や見識を活かし、監査機能を発揮していただいているためであります。
新保　貴史		―――	旭硝子(株)の元執行役員であり、長年にわたり同社において資材･物流部門や中国事業を担当し、また中国での会社経営の経験も有しています。この経験や見識を活かし、監査役としての役割を果たすことが期待できるためであります。
梅本　周吉		―――	旭硝子(株)の元常勤監査役であり、また長年にわたり経理財務部門を担当し常務執行役員を務められました。この経験や見識を活かし、監査役としての役割を果たすことが期待できるためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

当社は、当社における社外役員（社外取締役及び社外監査役をいい、その候補者を含む）の独立性基準を次のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなします。

1. 現在又は過去において当社及び子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（加えて、社外監査役においては、業務執行者でない取締役又は会計参与（会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む））
2. 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役（加えて、社外監査役においては、親会社の監査役）
3. 当社の兄弟会社の業務執行者
4. 当社の主要株主（議決権の10%以上を有する）又はその業務執行者
5. 当社グループを主要な取引先とする者（*1）又はその業務執行者
6. 当社グループの主要な取引先（*2）又はその業務執行者
7. 当社グループから、当社の直近3事業年度のいずれかの事業年度において、役員報酬以外に多額（*3）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属する者）
8. 当社グループの業務執行者が社外役員を兼務している会社の業務執行者
9. 当社グループから、当社の直近3事業年度のいずれかの事業年度において、多額（*3）の寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
10. 過去3年間において上記2から9までのいずれかに該当していた者
11. 現在又は過去3年間において上記1から7までのいずれかに該当する者（重要な者（*4）に限る）の配偶者又は二親等内の親族

＊1　当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループへの売上高が、その者の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の者をいう。
＊2　当社グループの主要な取引先とは、次の者をいう。
　(1)その者への当社グループの売上高が、当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の者。
　(2)当社の直近事業年度末における連結総資産の2%以上を当社グループに融資している者で、かつ当社グループが資金調達において必要不可欠であり代替性がない程度に依存している者。
＊3　多額とは、年間1,000万円以上をいう。
＊4　重要な者とは役員･部長クラスの者、公認会計士、弁護士をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬と単年度評価の業績連動報酬を組み合わせた報酬制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役の報酬等の額(平成29年3月期)

取締役　10名　117百万円(うち社外取締役　2名　15百万円)　　監査役　4名　40百万円(うち社外監査役　4名　40百万円)

(注) 1.上記には、平成28年6月29日開催の第117回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名及び監査役(社外監査役)1名を含んでおります。
2.取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3.取締役(社外取締役を除く)の支給額には、役員に対する賞与引当金繰入額29百万円を含んでおります。
4.上記の支給額のほか、取締役7名(社外取締役を除く)に対し、次のとおり役員賞与を支給しております。なお、前年度の事業報告において取締役及び監査役の報酬等の総額に含めた役員賞与引当金の繰入額を除いております。
取締役7名13百万円
5.当社は、平成25年6月27日開催の第114回定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に支給することを決議いただいております。これに基づき、上記の支給額のほか、当事業年度中に退任した取締役1名に対し、次のとおり退職慰労金を支給しております。なお、過年度の事業報告において取締役及び監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の増加額を除いております。
退任取締役1名3百万円
6.取締役の報酬額は、平成28年6月29日開催の第117回定時株主総会において年額240百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)と決議いただいております。なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決議いただいております。
7.監査役の報酬額は、平成25年6月27日開催の第114回定時株主総会において年額84百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)「取締役報酬の決定に当たっての方針」
当社の取締役の報酬は、株主総会で決議いただいた限度内で、個々の取締役の職務と責任をもとに、世間水準を考慮して、固定報酬(月額報酬)と業績連動報酬(賞与)により構成され、業績連動報酬は単年度の業績評価により変動します。ただし、社外取締役には業績連動報酬は支給しません。
(2)「取締役報酬の決定手続」
取締役会の決議に基づき定められた基準により、固定報酬及び業績連動報酬の年額を定め、業績連動報酬については単年度の業績評価により支給率を算出し、各取締役の業績貢献度等を勘案して取締役社長が支給額を決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会の事務局である総務部が、取締役会資料の事前配布を行うとともに、必要に応じて付議事項について事前説明を実施しております。また、監査役のスタッフ部門として監査役室が設置されており、監査役を補佐し、内部牽制の状況をチェックしております。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の企業統治の体制は、監査役会設置会社として、独立性のある社外取締役を複数選任して取締役会の監督機能の強化を図るとともに、監査役と業務監査室との連携により監査機能の強化を図る体制としております。

1.監督機能(取締役、社外取締役、取締役会)
提出日現在において、取締役は6名であり、うち2名が社外取締役であります。
社外取締役2名は、いずれも(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、その経験、知識及び見識から経営全般について提言をいただき、取締役会の監督機能の強化を図っております。
取締役会は毎月開催されており、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っております。

2.業務執行機能(執行役員、経営会議)
当社は、経営の意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能の分担を明確化することにより、経営機能と業務執行機能の双方を強化することを目的として執行役員制度を導入しております。
提出日現在において、執行役員は8名であり、うち取締役兼務者は4名であります。
当社は、取締役兼務執行役員及び常勤監査役をメンバーとする経営活動の諸施策の適切な実行を討議する経営会議を、毎月原則1～2回開催しております。

3.監査機能(監査役、社外監査役、監査役会、業務監査室)
提出日現在において、監査役は3名であり、全員社外監査役であります。
監査役会は、毎月開催されており、監査役は、監査役会が策定した監査方針に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や重要な文書の閲覧等を通じて、取締役及び執行役員の職務執行を監査しております。また、業務監査室は、内部監査を実施して、その結果を監査役にも報告しております。

4.会計監査

会社法監査及び金融商品取引法監査について、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。

5.責任限定契約

当社は社外取締役近藤　基、小竹　延和の両氏、並びに社外監査役熊澤　信介、新保　貴史及び梅本　周吉の3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当該体制における監督・監査機能及び業務執行機能は、当社に適しており有効に機能すると考えるため、これを採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2017年6月29日開催の第118回定時株主総会においては、株主総会招集通知を2017年6月9日（株主総会開催日の20日前、法定期日の3営業日前）に発送しました。また、発送日に先立って当社ホームページ等で開示しています。
招集通知（要約）の英文での提供	株主総会招集通知（狭義の招集通知、参考書類）の英訳版を作成し、当社英文ホームページに掲載しております。
その他	株主総会招集通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回証券アナリスト、機関投資家を対象とした決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、決算短信、適時開示資料、株主通信、決算説明会資料などを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部を所管部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業活動に関する基本指針」において定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム構築に関する基本方針

1.当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス規程として「企業活動に関する基本指針」並びに「行動基準」を定め、取締役社長を法令遵守担当役員とし、その下でコンプライアンス委員会が法令・企業倫理の遵守に関する職務を担当するほか、相談・通報体制として法務室のほかに外部弁護士をも相談・通報先とする内部通報制度であるホットラインを設置しています。
コンプライアンスの推進については、役員以下がコンプライアンス規程に則り業務運営に当たるよう、研修等を行っています。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するとともに、社内体制を整備し関係遮断を行います。そのほか、内部監査を所管する業務監査室が、法令及び会社諸規程に従い業務が遂行されるよう監視し、代表取締役より改善指導する体制を設置しています。

2.当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書保存処分規程に基づき、適正な保存及び管理を行います。

3.当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの管理については、基本規程としてリスク管理基本規程を定めるとともに関連規程の整備とその運用を図り、リスクの低減に努めるとともに、経営企画部を事務局とするリスク管理委員会がリスク管理活動を実施し、リスク発生時の連絡や対応体制の整備を進めます。

4.当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能の分担を明確化することにより、経営機能と業務執行機能の双方を強化するため、執行役員制度を導入しています。
当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行の監督等を行います。取締役会のほか、経営活動の諸施策の適切な実行を討議するための経営会議を毎月原則1～2回開催します。

5.当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループでは、関係会社管理に関する規程として、関係会社業務取扱規程を定め、相互に密接な連携のもとにグループ運営を行います。関係会社業務取扱規程は、当社承認事項、当社との協議事項、当社への報告事項を定め、当社各担当部門を経由して子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の承認・協議・報告を行うこととしています。また、当社は毎月1回業績検討会議を開催し、当社各担当部門より子会社の毎月の事業概況を報告します。

(2)子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社のリスクの管理については、当社リスク管理委員会がリスク管理活動の指導を行うとともに当社各担当部門と協力し、子会社の発生リスクの把握及び対応を行います。また、リスク管理委員会は定期的にグループ全体でのリスク事項を洗い出し、対応体制の整備を進めます。

(3)子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、毎年1回グループ全体の予算会議を開催し、各事業年度の重点経営目標及び予算並びに3事業年度を期間とする中期経営プランを策定します。また、当社は、関係会社業務取扱規程に従い業務が遂行されるよう、子会社に取締役会その他の重要な意思決定を行う体制を構築させます。

(4)子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社コンプライアンス委員会は、グループでのコンプライアンス活動を推進し、当社コンプライアンス規程に準じた子会社規程の整備、内部通報制度の整備・強化や研修等の支援を行うとともに、半期毎に子会社からその活動状況を聴取し取締役会に報告します。また、業務監査室は、子会社の業務執行が法令、子会社定款及び諸規程に従い遂行されるよう内部監査を通じて監視するとともに改善指導を行います。

(5)その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、「財務報告に係る内部統制基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制の体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行い、当社グループの財務報告の信頼性を確保します。

6.当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しています。

7.前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役室の所属員の人事に関しては、事前に監査役会の同意を得るものとします。
監査役が監査役室の所属員に指示をした業務については、所属員は取締役の指揮系統に属さないものとします。
監査役は、監査役室の所属員及び所属する兼任部門の業務内容について毎月又は適宜に聴取・提言し、必要に応じ監査を行ううえでの重要な事項について、指示管理を行います。

8.当社の監査役への報告に関する体制

(1)当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
取締役及び使用人は、法令・定款違反や不正行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを知った場合は、監査役に報告す

ることとします。
　監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役又は使用人にその説明を求めることができます。

(2)子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
　監査役は主要な子会社の監査役を兼務しており、法令・定款違反や不正行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実は、子会社の取締役及び使用人から報告を受けます。また、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会やその他の重要な会議に出席し必要に応じ取締役等に説明を求めることができます。また、その他の子会社を含め、関係会社業務取扱規程に定める承認・協議・報告事項に関する文書・資料等を閲覧し、当社各担当部門あるいは必要に応じ子会社に直接説明を求めることができます。

(3)その他の当社の監査役への報告に関する体制
　法務室は、コンプライアンス委員会において、監査役に対しても当社及び子会社の内部通報制度の利用状況を報告します。
　業務監査室は、当社及び子会社の内部監査の状況を監査役に対しても報告します。

9.前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

　当社は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けた場合には、相談・通報できるホットラインを設置しており、相談・通報をしたことについて不利な取扱いはしないことを定めています。
　当社は、子会社に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように周知徹底します。

10.当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

　監査役の職務の執行について生ずる費用の処理については毎年予算化し、監査役の請求により総務部においてその処理を行います。

11.その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

　代表取締役と監査役は、定期的に情報を交換するための会合を行います。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

　当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応することを基本方針としており、その旨を「企業活動に関する基本指針」に定めています。「行動基準」においても反社会的勢力に対する資金・便宜の提供の禁止、反社会的勢力の利用の禁止、不当な要求に対する対応を定め研修等を通じて周知徹底を図っています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特にありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、所管部署長より報告を受けた各種会社情報について、情報取扱責任者を中心とした管理部門の部署長に代表取締役を含めたメンバーにて、情報の集約と管理並びに重要性及び開示情報の検討を行い、会社情報の適切な開示に努めております。

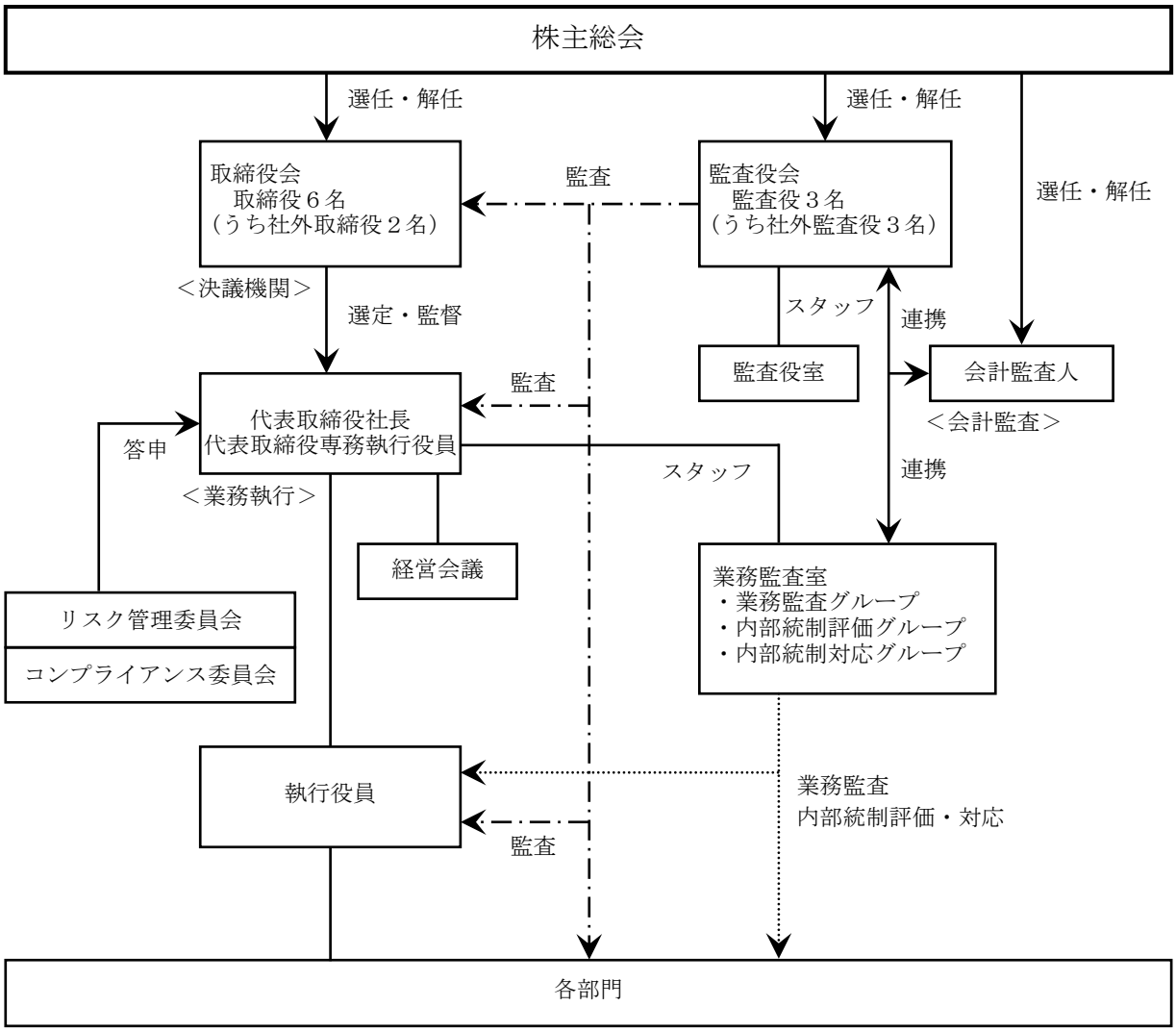
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
取締役６名
（うち社外取締役２名）
監査
監査役会
監査役３名
（うち社外監査役３名）
＜決議機関＞
選定・監督
スタッフ
連携
監査役室
会計監査人
＜会計監査＞
監査
代表取締役社長
代表取締役専務執行役員
答申
スタッフ
連携
＜業務執行＞
経営会議
業務監査室
・業務監査グループ
・内部統制評価グループ
・内部統制対応グループ
リスク管理委員会
コンプライアンス委員会
執行役員
業務監査
内部統制評価・対応
監査
各部門